

令和2年度補正予算
高収益作物次期作支援交付金
(事業説明資料)

農林水産省 生産局
園芸作物課・地域対策官

高収益作物次期作支援交付金（第1次補正予算の運用改善）

【令和2年度補正予算額 24,190百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

また、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善を行いました。（赤字部分）

<政策目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、**種苗等の資材購入**や**機械レンタル**等を支援します。

【定額支援：10a当たり5万円】※1

また、高集約型経営である施設園芸については、**交付単価を新たに設定**します。

施設花き等：10a当たり80万円
施設果樹：10a当たり25万円

- **新たな品種や新技術の導入**等の取組を支援します。

【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- **花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷**する取組を支援します。

【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、
まとめて高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（野菜等関係）生産局園芸作物課（03-6738-7423）
（花き関係）生産局園芸作物課（03-6738-6162）
（茶関係）生産局地域対策官（03-6744-2117）

高収益作物次期作支援交付金【背景】

新型コロナウイルスの影響による

- ・卸売市場での売上げ減少
- ・外食需要の減少

- ・卒業式等が中止になったことによる需要低下
- ・学校給食の中止

など

次期作の作付け等に悪影響

高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、**国内外の新たな需要等に対応するため**、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の**生産活動に対する支援**や、輸出等の**新たな需要確保**に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行う。

高収益作物次期作支援

国内外の新たな需要等に対応するため、以下の生産体制の強化等の取組を支援

- ・ 種苗等の資材購入や機械レンタル等
- ・ 新技術の導入や海外の残留農薬基準への対応等

※**運用改善として施設園芸用の単価を新たに設定**するとともに、**厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加**

高収益作物次期作支援推進事務

- ・ 事業実施主体が行う業務に対して支援

新たな需要に対応した生産力強化、コロナ収束後に向けた生産体制の強化

高収益作物次期作支援交付金【内容】

【事業内容】

高収益作物次期作支援

【対象者】令和2年2月から4月の間に、対象品目の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者
※5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示します。

需要対応のための生産支援（要綱第4の2の（1）関係）

①基本単価

【支援単価】5万円/10a ※中山間地域等では単価を1割加算

②施設栽培のうち 高集約型品目

	施設花き等	施設果樹
【対象品目】	施設栽培の花き、大葉、わさび	施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう
【対象施設】	加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設（いわゆる雨よけハウスは除きます。）	加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設（いわゆる雨よけハウスは除きます。）
【支援単価】	80万円/10a	25万円/10a

※1 中山間地域等の1割加算はありません

※2 都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目・対象装置の追加が可能

➤ 詳しくは、6ページから

需要促進の取組支援（要綱第4の2の（2）関係）

【支援品目】野菜・花き・果樹・茶 ※必要に応じて追加

【支援単価】2万円/10a ※中山間地域等では1割加算

➤ 詳しくは10ページから

厳選出荷の取組（要綱第4の2の（3）関係）

高品質なものに限定して出荷するなどの工夫を行う生産者に対して、その取組を行った人数・日数に応じ
1人・1日あたり2,200円を支援します。

【対象品目】花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう

※都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目の追加が可能

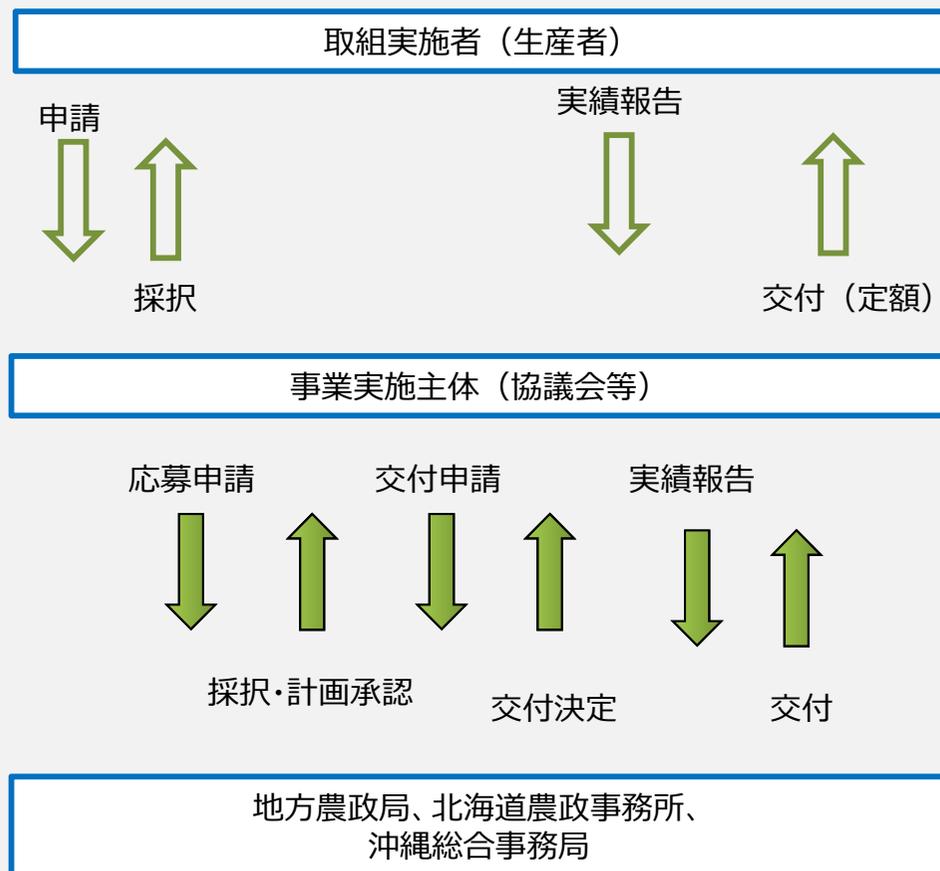
➤ 詳しくは、13ページへ

高収益作物次期作支援交付金推進事務

【交付額】 定額 ・推進・指導 ・交付事務 ・実施確認 ・その他必要な事項

➤ 詳しくは14ページへ

<公募以降の事業の流れ>



取組実施者（生産者）の要件

事業実施主体の指導の下、以下の要件を満たす農業者とする。

- 1 令和2年2月以降で生産局長が別に定める期間に高収益作物の出荷実績がある又は廃棄などにより出荷できなかったことがあること。
- 2 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後加入を検討することが確認されていること。

事業実施主体（協議会等）の要件

協議会、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たす団体をいう。）、地方農政局長等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

※ 受益農家が3戸以上必要

高収益作物次期作支援交付金【支援対象品目】

1 対象となる高収益作物

支援対象品目

+

追加の支援対象品目の決定

野菜、花き、果樹、茶

※上記品目は、令和2年4月末時点で、以下の（1）かつ（2）を満たす高収益作物である。

- （1）**令和2年2月から4月末まで**に以下のいずれかを満たす品目
 - ア 卸売市場での売上げが前年同月比2割以上減少
 - イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少
 - ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少
- （2）令和2年2月以降に出荷実績のある品目

令和2年5月以降の支援対象品目の追加は、以下の（1）かつ（2）を満たし、生産局長が新型コロナウイルス感染症の影響度を勘案した上で、公募ごとに定めるものとする。

- （1）令和2年5月以降に、以下のいずれかを満たす品目
 - ア 卸売市場での売上げが前年同月比2割以上減少
 - イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少
 - ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少
- （2）令和2年5月以降に出荷実績のある品目

※野菜、花き、果樹、茶に該当しない高収益作物のうち、都道府県知事からの協議に基づき生産局長が特に対象品目とする必要性を認めた品目（「**地域特認品目**」という。）を追加することができる。

1 高収益作物次期作支援【交付額】

交付額の考え方

栽培方法	対象品目	品目の詳細	交付額
露地栽培	野菜、花き、果樹、茶		5万円/10a
施設栽培	高集約型品目 【対象施設】 加温装置（空調装置）、又はかん水装置がある施設 （いわゆる雨よけハウスは除きます。）	施設栽培の花き 施設栽培の大葉及びわさび	80万円/10a
	【対象品目】 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で需要が減少した品目 ※今後、需要が減少した品目が生じた場合、追加	施設栽培のマンゴー、おうとう、 ぶどう	25万円/10a

露地栽培、施設栽培

※交付対象面積は、同一ほ場において、次ページ取組類型の①～⑧の取組項目から**2つの取組**を実施する面積とする。同一ほ場において、同じ取組を選択することはできない。

※中山間地域等では、支援単価を1割加算し、5.5万円/10aとなる。

施設栽培のうち高集約型品目

※交付対象面積は、次ページ取組類型の①～⑦の取組項目の中から**2つ**を実施する面積とする。なお、80万円/10aの取組は取組項目③に必ず取り組むこと。

※高集約型品目は、中山間地域等による加算はない。

1 高収益作物次期作支援【取組類型】（5万円/10a等の取組）

取組類型の考え方

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組 市場価格の下落や観光農園での来客減少などにより販路の変更を余儀なくされた生産者が機械化体系や大型コンテナなどを導入することにより、生産・流通コストの削減を実現	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可） ②集出荷経費の削減に資する資材の導入 （大型コンテナ、通い容器等の導入）
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 新たな販路開拓や転換を有利に進めるためには、特色ある高収益作物の生産性の向上、高品質化を一層推進する必要があることから、産地で戦略的に推進する品目や栽培技術の転換に要する資材等の導入を促進することにより生産体制の強化を実現	③品目・品種等の導入 （栽培技術の転換等） ④肥料・農薬等の導入 （転換に必要な資材導入等） ⑤かん水設備等の導入 （品質向上に必要な機器等の導入）
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 新たな販路開拓や転換を進めるためには、高収益作物の安定供給は必須であることから、次期作における土づくりや排水対策等を徹底することにより、高収益作物の供給力と生産体制の強化を実現	⑥土壌改良・排水対策の実施 （作柄安定に資する対策の実施等） ⑦被害防止技術の導入 （作柄安定に資する資材等）
エ 作業環境の改善に資する取組 開拓した販路の継続的な確保のためには営農継続と安定化が重要であり、農作業事故の防止や作業者の代替性を向上させる観点から、農業機械安全装置の導入、ほ場回りの安全性の確保とともに、安全講習の受講等による安全への意識向上などを通じて、生産者の安全を確保するとともに営農の継続性を確保	⑧ 1 労働安全確認事項の実施 （講習会の受講等） 2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組 農業者（農業団体）として、新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための体制を構築	3 事業継続計画の策定等

1 高収益作物次期作支援【取組類型】 (5万円/10a等の取組)

交付対象面積の考え方

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可）	導入機械の 利用面積
	②集出荷経費の削減に資する資材の導入 （大型コンテナ、通い容器等の導入）	利用する品目の 作付面積
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の 導入に資する取組	③品目・品種等の導入 （栽培技術の転換等）	作付面積
	④肥料・農薬等の導入 （転換に必要な資材導入等）	取組実施面積 （資材の導入面積）
	⑤かん水設備等の導入 （品質向上に必要な機器等の導入）	取組実施面積
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に 資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 （作柄安定に資する対策の実施等）	取組実施面積
	⑦被害防止技術の導入 （作柄安定に資する資材等）	取組実施面積 （資材又は機器の導入面積）
エ 作業環境の改善に資する取組	1 労働安全確認事項の実施 （講習会の受講等）	取組実施面積
	⑧ 2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入	取組実施面積
オ 事業継続計画の策定の取組	3 事業継続計画の策定等	取組実施面積

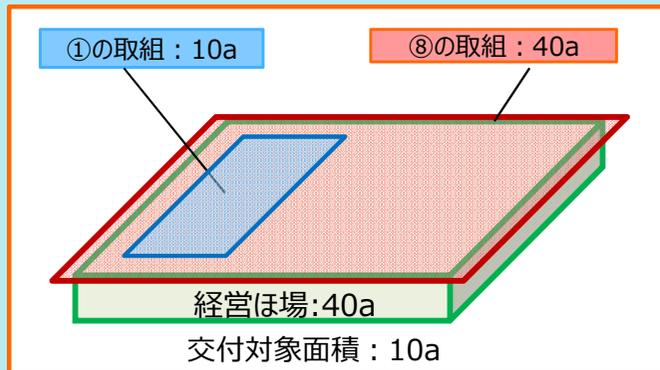
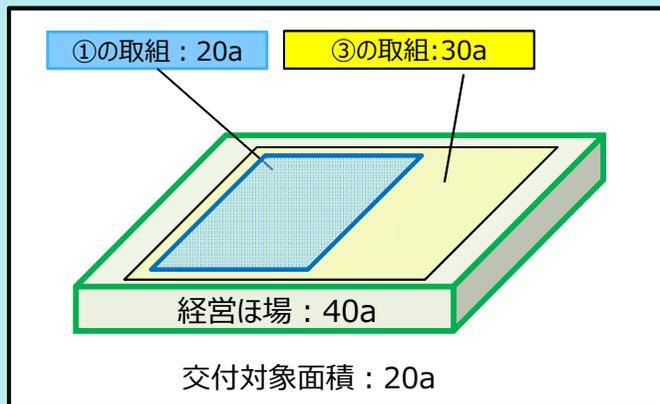
1 高収益作物次期作支援【交付対象面積】（5万円/10a等の取組）

交付対象面積、交付額の考え方

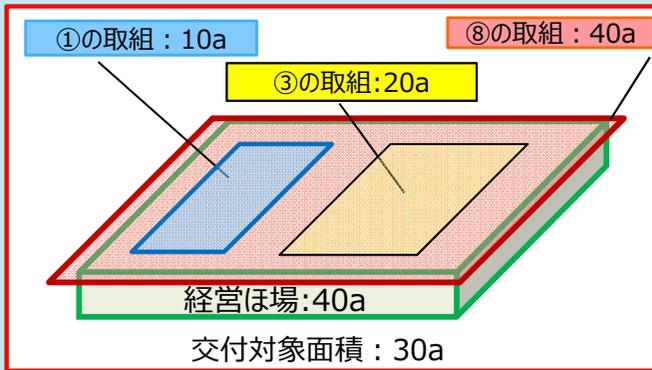
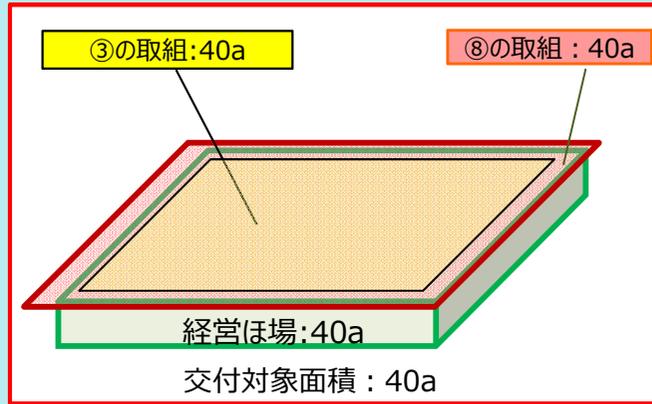
- 交付対象面積に対し、**交付は一ほ場につき1回限り**とする。
- 交付額は、取組実施者ごとに算定するものとし、取組実施者の交付対象面積の合計面積に1アール未満（高集約型品目は0.1アール未満）の端数があるときは切り捨てにより算定するものとする。

（交付対象面積の算定例 ※高集約型品目以外の品目の場合。）

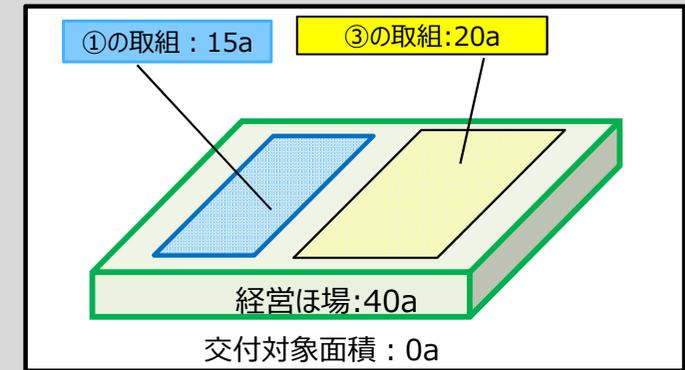
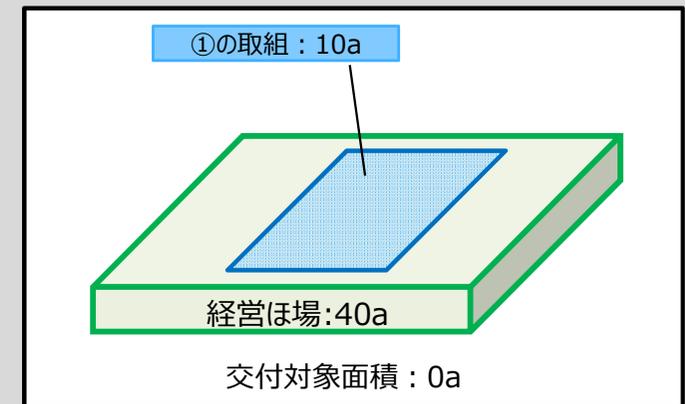
対象となる取組例



（※）**エ又はオの取組（⑧）において、経営全体をカバーした場合**



ほ場に対し、で2つの取組行われていないため**交付対象外**となる取組例



1 高収益作物次期作支援【取組類型】 (2万円/10aの取組)

取組類型の考え方

取組類型	取組項目
<p>ア 新たな直販等を行うためのHP等の環境整備</p> <p>新たな需要に対応するため、既存の販売ルートに加えて、新たな契約先の確保や直接販売などにより販路を拡大することにより、需要の変動に影響されない生産・販売体制の確立を実現</p>	<p>①新規契約の締結</p> <p>②追加契約の締結</p> <p>③需要開拓による販路の変更</p>
<p>イ 新品種・新技術導入等に向けた取組</p> <p>価格競争力を高める新品種・新技術等を導入することにより、生産される高品質で希少性のある高収益作物を商材として、国内外の新たな販路を開拓することにより、収益性の高い経営基盤の確立を実現</p>	<p>①都道府県知事が定める新品種の導入</p> <p>②都道府県知事が定める新技術の導入</p>
<p>ウ 海外の残留農薬基準の対応又は有機農業・GAP等の取組</p> <p>輸出を視野に入れた海外の残留農薬基準等に対応した栽培法への転換や、国際水準の有機農業や目指し生産基盤の強化を実現</p>	<p>①残留農薬基準等への対応</p> <p>②有機農業の認証取得に向けた取組</p> <p>③GAPの認証取得に向けた取組</p> <p>④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組</p>

1 高収益作物次期作支援【取組類型】（2万円/10aの取組）

交付対象面積の考え方

- 交付対象面積は、アからウの取組類型ごとの取組面積とする。
- 同一ほ場において、同一の取組類型の複数の取組項目に取り組んだ場合には、その大きい面積を導入面積とする。

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 新たな直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結	新規契約面積
	②追加契約の締結	追加契約面積
	③需要開拓による販路の変更	取引成立面積
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入	導入面積
	②都道府県知事が定める新技術の導入	
ウ 海外の残留農薬基準の対応又は有機農業・GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応	取組面積
	②有機農業の認証取得に向けた取組	取組面積
	③GAPの認証取得に向けた取組	取組面積
	④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組	取組面積

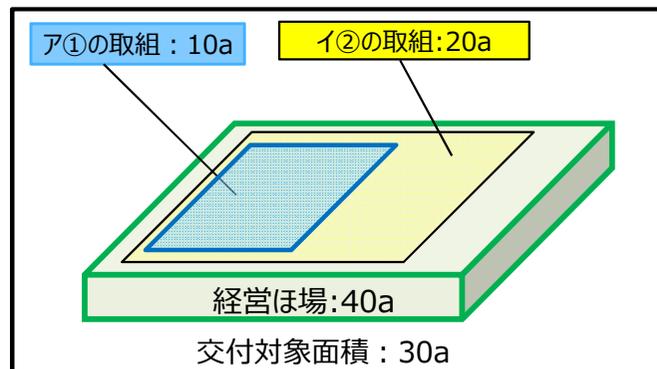
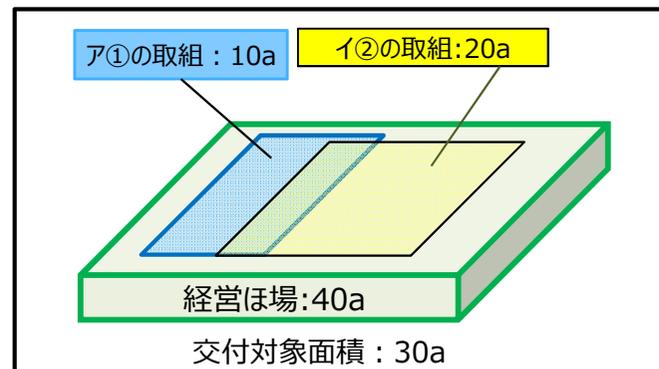
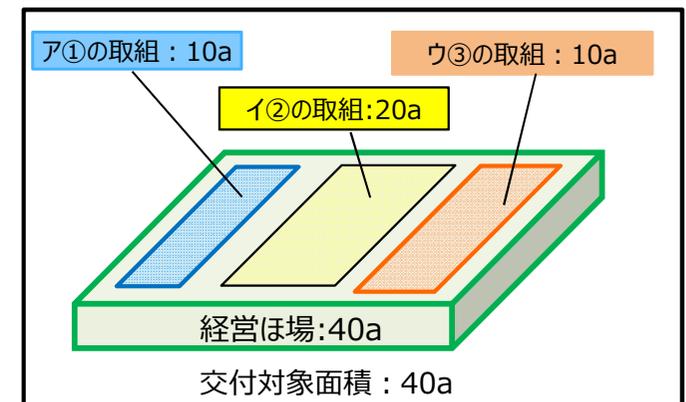
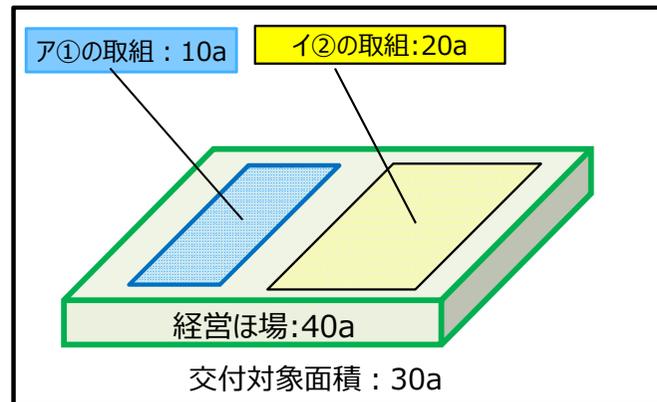
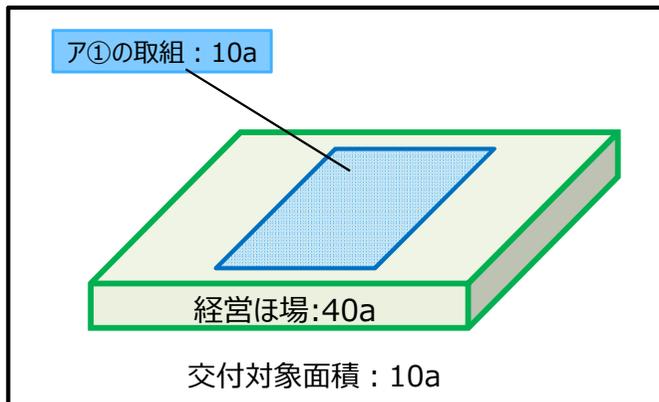
※取組類型 イ に関して、都道府県知事が、地方農政局長等と協議の上、新品種・新技術導入等に向けた取組の詳細を定める。

1 高収益作物次期作支援【交付対象面積】（2万円/10aの取組）

交付対象面積、交付額の考え方

- 交付対象面積は、前記アからウの取組類型ごとの取組面積とする。
- 交付対象面積に対し、1取組類型につき10アール当たり2万円とし、各取組類型での交付は一ほ場につき1回限りとする。中山間地域等については、1取組類型つき10アール当たり2.2万円とする。
- 交付額は、取組実施者ごとに算定するものとし、各取組類型の交付対象面積の合計面積に1アール未満の端数があるときは切り捨てにより算定するものとする。

(交付対象面積の算定例)



1 高収益作物次期作支援（厳選出荷の取組）

品質の高いものに限定して出荷するなどの工夫を行う生産者について、取組を行った人数・日数に応じ、**1人・1日あたり2,200円**の支援を行う。

対象品目

- ・花き
- ・茶
- ・施設栽培の大葉及びわさび
- ・施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう
- ・都道府県知事からの協議に基づき、必要性を認められた品目

交付額の考え方

交付額は、以下により算定するものとする。

- (1) 産地等の厳選出荷計画や作業日誌等に基づき、作業従事者数及び日数を確認する。
- (2) (1) の人・日に2,200円を乗じて算定する。
- (3) 交付額は取組実施者ごとに算定するものとする。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳選出荷に取り組んだ期間が対象となります。

取組例

花き

- フラワーネット張りの調整
- 施肥（追肥・葉面散布）
- 防除
- 芽かき・摘花・整枝
- 選別・荷造り
- 出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等

大葉・わさび

- 施肥（追肥・葉面散布）
- 防除
- 摘葉
- 灌水管理
- 遮光管理
- 選別・調製
- 出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した出荷量調整）等

果樹

- 施肥（追肥・葉面散布）
- 防除
- 摘果・摘粒
- 灌水管理
- 植調剤の適期処理
- 選別・荷造り
- 出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等

茶

- 被覆
- 化粧ならし・遅れ芽除去
- 手摘み
- 生葉の格付け・コンテナによる分別
- 風力選別機による木茎の除去
- 仕上げ機による粉の除去 等

2 高収益作物次期作支援推進事務

取組内容

(1) 推進・指導	事業実施主体は、取組実施者に対して本事業の実施等に必要な事項の周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。
(2) 交付事務	事業実施主体は、取組実施者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、取組実施者に対する交付金の交付等を行うものとする。
(3) 実施確認	事業実施主体は、交付金の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。
(4) その他必要な事項	

交付額

推進事務を実施する事業実施主体に対する国の交付額は、定額とする。

委託

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

【事業に関するホームページ（農林水産省ホームページ）】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>

【問合せ先】

農林水産省 生産局 園芸作物課		☎03-6738-7423
北海道農政事務所（生産経営産業部 生産支援課）		☎011-330-8807
東北農政局	（生産部 園芸特産課）	☎022-221-6193
関東農政局	（生産部 園芸特産課）	☎048-740-0434
北陸農政局	（生産部 園芸特産課）	☎076-232-4314
東海農政局	（生産部 園芸特産課）	☎052-223-4624
近畿農政局	（生産部 園芸特産課）	☎075-414-9023
中国四国農政局	（生産部 園芸特産課）	☎086-224-4511 （内線：2435・2764）
九州農政局	（生産部 園芸特産課）	☎096-300-6253
沖縄総合事務局	（農林水産部 生産振興課）	☎098-866-1653